

堺市病児・病後児保育事業補助金変更交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

堺市長

年 月 日付で変更交付申請のあった 年度堺市病児・病後児保育事業補助金については、次のとおり変更交付することに決定したので通知します。

補助金変更交付決定額	円
既補助金交付決定額	円
対 象 対 応 型	1. 病児対応型 ・ 2. 病後児対応型
交 付 予 定 時 期	<確定払の場合> 年 月 <概算払の場合> 年 月 ※ ただし、交付の時期は事業実施時期の変更その他の事情により変更することがある。

- 補助金の交付の条件は、次のとおりとする。
- (1) 補助金は、その目的以外に使用してはならないこと。
 - (2) 補助事業に要する経費の配分若しくは補助事業の内容について変更（市長が定める軽微な変更を除く。）をし、又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとする場合においては、あらかじめ市長の承認を受けること。
 - (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けること。
 - (4) 補助事業に係る経理担当者及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出に関する証拠書類を整理するとともに、当該帳簿及び証拠書類を補助事業の完了後5年間保管すること。
 - (5) 市長の求めに応じて、補助事業に係る必要事項を報告し、及び必要書類を提出すること。
 - (6) 規則及びこの要綱の定めに従うこと。